

議案第24号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐倉市条例第9号）第3条の規定により議会の議決を求める。

1 取得する財産

（1）土地

所在 佐倉市臼井田字遠部

地番 2729番

地目 畑

地積 5,000.17 平方メートル

2 取得の方法

随意契約による買入れ

3 取得に要する金額

30,001,020円

4 取得に係る相手方

●●●●●●●●●●
● ● ● ●

令和7年11月25日提出

佐倉市長 西田 三十五